

3. 本市児童相談所に必要な機能、付加すべき機能

3-1. 本市児童相談所に必要な機能

3-1-1. 児童相談所の基本的機能と法的な位置づけ

第1回検討委員会の【資料3】で示したとおり、児童相談所の基本的機能は「相談機能」「一時保護機能」「措置機能」の大きく3つにわけられる。そのうち「一時保護機能」については、児童相談所として「必ずしも持たなければならない」とは位置づけられていない。以下に関係法文等を示す。

【児童福祉法第12条の4】

児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

【児童相談所運営指針第1章 第1節 3. 児童相談所の設置（5）】

児童相談所設置市に設置された児童相談所については、原則として一時保護所を設置するものとする。但し、都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではない。

3-1-2. 基本的機能の定義

鹿児島市児童相談所の設置検討にあたり、前回他市事例分析や法的・運用的位置づけを踏まえて以下のように基本的機能を定義する。

表3-1 基本的機能の定義

基本的機能	法的位置づけ	運用的位置づけ	定義
相談機能	必須	必須	「必須機能」
一時保護機能	<u>必要に応じ設置</u>	<u>県利用や委託も可</u>	「必要機能」
措置機能	必須	必須	「必須機能」

3-1-3.必要機能に対する本市の考え

上記のように「必要機能」である一時保護機能は、法的にも運用的にも必ずしも独自で設置する必要はないが、全国22の児童相談所設置市では、全て一時保護所を設置していることを念頭にする必要があり、以下に独自で一時保護機能を持つことで得られる効果と課題を整理する。

表3-2 一時保護機能を持つことの効果と課題

一時保護機能を持つ効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ることができる。 ・ 相談/措置機能との密接な連携を担保することができる。 ・ 夜間や緊急で一時保護が必要な場合にも対応することができる。 ・ 一時保護中の児童の行動等を踏まえた心理判定等を行うことができ、その後の指導等に活かすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担が大きい。 ・ 用地の確保にあたり規模的な制約が生じる可能性がある。 ・ 専門職の確保が必要。 (保育士、学習指導員、栄養士、看護師等)

表3-2で示すとおり課題はあるが、一時保護機能を持つことにより、迅速な子どもの安全確保、夜間・緊急時の受入体制の確保など、効果的な対応が可能となることから、設置の必要性は高いと考えられる。

3-2.本市児童相談所が連携すべき機能

3-2-1.児童相談所の付加機能の整理

第 1 回検討委員会において、他市事例の分析から児童相談所の基本的機能以外に付加されている機能を「付加機能」として整理を行った。本市児童相談所に付加すべき機能を検討するにあたり、要保護児童対策地域協議会の関係機関をはじめとする連携すべき機能を次ページ以降に整理する。

表3-3 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項（要対協の関係機関等）

番号	関係機関	主な連携事項
1	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判断を要する子どもの送致
2	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判断を要する子どもの送致 ・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
3	保健所 市町村保健センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 ・保健、栄養上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児（者）等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
4	児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置 ・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
5	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・指導措置 ・児童家庭支援センターから要保護児童の通告
6	知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者、身体障害者の判定（療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等） ・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等
7	児童福祉施設、里親等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子保護の実施、児童自立生活援助の実施に関する事項
8	保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施に関する事項
9	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から送致、家事審判申立て ・家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼
10	弁護士、弁護士会	
11	学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
12	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・触法少年、Δ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告、少年サポートセンター
13	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
14	婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・性非行を伴う女子の子ども等

15	配偶者暴力相談 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待に係る通告 ・ 配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
16	法務局、人権擁護委員	
17	民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のケースにおける見守り的な支援など（地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る）
18	その他連携を保つべき機関 ・ 公共職業安定所 ・ 地域障害者職業センター ・ 精神保健福祉センター ・ 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の就職等 ・ 精神薄弱児（者）の判定等 ・ 思春期精神保健に関すること等 ・ 児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等
19	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親クラブ等 ・ 妊婦相談等 ・ 子どもの遊び場
20	その他1	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他少年鑑別所、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、との連携
21	その他2	上記以外すべて

参考：「「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」報告書」
 （社会福祉法人 恩師財団母子愛育会（平成29年3月））

これらの連携が必要な機能のうち、同じ建物内、もしくは隣接地に併設することでより効果的な連携を図ることができるものを付加機能として設置検討することとし、他都市の状況等を参考に、本市の付加機能としてどのような効果や課題が考えられるかを分析する。

3-3.本市児童相談所に付加すべき機能

3-3-1.他市児童相談所の事例

(1) 他市の事例分析

全国の児童相談所設置市22市における付加機能を、3-2-1で分類した項目（21項目）ごとに整理し分析した（別紙①参照）。

【結果】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の児童相談所設置市22市30箇所のうち、18市20箇所において基本的機能以外の機能を付加している。児童相談所単独での設置は6市10箇所である。 ・ 子育て支援機能、障害支援・療育機能、教育支援機能を付加している市が多く、障害支援・療育機能を付加している市が最も多い。

付加機能の分析から、各市における付加機能を、5種類のパターンに分類した。

表3-4 付加機能パターン一覧

付加機能パターン		概要	児童相談所設置市
A	子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所、児童福祉施設・里親などの子どもの措置に関する機能 ・ 子育て相談、ファミリーサポート ・ ひろば、こども体験教室、貸しスペースなどこどもの遊び場等 	さいたま市 堺市 神戸市 岡山市 北九州市 金沢市
	2（福祉事務所） 5（児童家庭支援施設） 7（児童福祉施設・里親等） 19（子育て支援施設）		
B	障害支援・療育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、発達障害者支援センターなど、障害支援や療育機能 	札幌市、千葉市 新潟市、静岡市 名古屋市、京都市 堺市、神戸市 岡山市、広島市 北九州市、横須賀市
	6（知的・身体・発達障害者支援施設）		
C	教育支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童支援、青少年相談センターなどの教育支援機能 ・ 少年サポートセンターなどの少年問題に関する活動機能 	さいたま市 横浜市（中央） 広島市、北九州市 福岡市、熊本市
	11（学校・教育委員会） 12（警察）		
D	保健機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所 	岡山市
	3（保健所）		
E	関連団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会、公共職業安定所、ボランティア団体等の外郭団体 	さいたま市 堺市 岡山市 北九州市
	18（社会福祉協議会等） 20（その他1：ボランティア等）		

3-2-3.本市児童相談所に付加した場合の効果・課題等

表3-4で分類した付加機能パターンごとに、本市で付加した場合の考えられる効果と課題を以下に示す。

表3-5 本市で付加した場合の効果と課題

付加機能パターン		考えられる効果	課題
A	子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 既存の子育て関連のノウハウを活かすことができる 妊娠から出産、子育て、成人するまで切れ目のない支援を実施できる 重篤なケースに至る以前の支援を実施できる 子どもと家庭に関する総合的な支援を実施できる 	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容が幅広く、内容に応じた相談窓口の棲み分けと、相談者のプライバシーの確保に配慮が必要
B	障害支援療育機能	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳発行の迅速化 児童との密接な関わりの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準の統一 医療機関等の専門機関との連携方法
C	教育支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを取り巻く福祉と教育の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育てに関する相談と子どもの教育相談の棲み分け（役割分担）
D	保健・高齢者支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから子育て世代、お年寄りまで多世代総合支援の実施 健診情報などが入手しやすくなるほか、保健所の各事業へのつながりが行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援の機能が入った場合、児童相談所本来の、こどもに関する相談等の拠点施設としての役割が薄れる。
E	関連団体	<ul style="list-style-type: none"> 官民それぞれのノウハウを活かすことができる 大学や病院など地域資源を活かした連携を図ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携のルールが必要

表3-5のように本市児童相談所に付加した場合の効果と課題をみると、効果としては、子どもと家庭を取り巻く様々な支援機能において、本市が持つ既存のノウハウや情報を活かし、これらと連携することで、既存の児童相談所と比較しても高い効果が得られるものと考えられる。

その一方で、費用対効果や、施設規模による建物機能の限界、情報共有の必要性、全ての知識を兼ね備えた人材育成など、ハード・ソフト両側面の課題も考えられる。他都市におけるこれらの連携実態や効果を踏まえ、今後市で検討される施設規模の範囲内で、どのような付加機能をより優先的に検討すべきかを検討していく必要がある。

3-2-4.アンケート調査

他事例調査より整理した5つの付加機能パターンについて、付加機能に対する連携実態を把握し、それぞれのメリット・デメリットを整理するため、アンケート調査を実施し、次回検討委員会で報告する。